

令和元年7月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年7月23日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名人指名
4. 議案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 報告

報告第1号 農地法第4条の規定による許可の取消願に係る報告について

6. その他

次回開催 8月20日（火）13時30分～

現地調査 同日 9時～

農業相談 同日 10時～

7. 閉会

令和元年7月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年7月23日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 2 川田治弘委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員，
9 堀家重孝委員， 10 近藤剛司委員， 12 瀬川治会長職務代理者，
13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
5. 欠席委員 11 大前純一委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第4条の規定による許可の取消願に係る報告について
9. 議 事
局 長

ただいまより令和元年7月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。なお、11番大前委員より欠席の連絡を受けております。それでは、始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく願います。

会 長

皆さんこんにちは。農作業等でお疲れのところご参集いただきありがとうございます。参議院選挙も無事に終了し、落ち着くところに落ち着いたように思われます。天気予報を見ますと、この一週間は晴れるようであり、梅雨明けになるかも分かりません。水不足の心配はありませんが、日照不足が心配されておりますが、何とか順調にいてもらいたいと思います。

それでは早速始めたいと思います。よろしく願います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石

会長， よろしくお願ひします。

会 長

それでは， 令和元年 6 月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思ひます。

まず， 本日の議事録署名人には， 第 5 番の松本委員さんと， 第 7 番の藪内委員さんの両名， よろしくお願ひします。

それでは早速ですが， 議案に入りたいと思ひます。

議案第 1 号， 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告についてを， 議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします

局 長

議案第 1 号， 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について， 議案書の 1 ページで， 2 件の案件でございます。

まず， 番号〇ですが， 貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、借人、有限会社〇〇〇代表取締役〇〇〇〇、貸借の合意による解約の案件でございます。

本件の土地の貸人である〇〇氏は亡父の時から、経営基盤強化促進法により貸借権を設定し、有限会社〇〇〇に貸し付けしておりましたが、借人の耕作状況に不信感を持ったため、当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ、合意が得られたため、今般合意解約するものであります。

本件は、〇〇町字〇〇〇〇番〇， 田， 〇〇〇㎡について貸借の解約を行うものであり， 離作補償はありません。なお， 解約後は貸人が耕作するとのことであり。本件の提出書類に不備はなく， 何も問題はないと考えております。

番号〇ですが， 貸人、〇〇〇、借人、〇〇〇〇〇、残存小作権の合意による解約の案件でございます。

本件の土地の借人である〇〇氏は〇〇〇町に居住しておりまして， 〇〇〇㎡の農地を所有しております。横田氏は， 昔からの残存小作地について， これまで耕作を続けてきましたが， 今後のために残存小作権を解消したいと考えておりました。貸人である〇〇氏に当該農地の永小作権解消を申し入れたところ， 合意が得られたため， 今般合意解約するものであります。

本件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり，離作補償は金銭によるものです。なお，解約後は貸人が耕作するとのことでもあります。本件の提出書類に不備はなく，何も問題はないと考えております。

今月は以上の2件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありました，議案第1号，農地法第18条第6項解約通知報告について，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

会 長

番号1で不信感とはどういった内容でしょうか。

局 長

貸し人の井戸氏は、農地に作物を植えて耕作して貰えるものと思っていたが、借り人は別の農地で収穫したネギの残滓を盛り上げ、作付はしていなかったものです。なぜ作付しなかったという理由として、当該農地は用水路及び隣接の水田から水がしみ出し常に湿った状態のため、野菜を作付することは出来ないというもので、双方に言い分がありました。

〇〇委員

番号2は、所有者が小作人に金銭を支払うことで小作を解消するということですか。

局 長

最近はこういった事例は見かけませんが、双方の話し合いで金銭を支払うことで合意したものです。

〇〇委員

離作補償額は把握しているのか。

局 長

把握していますが、差し控えさせていただきます。

会 長

ほかに何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員意見，質問なし)

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の2ページ3ページで、7件の案件でございます。

まず、番号〇ですが、譲渡者〇〇〇〇、譲受者〇〇〇〇、所有権移転売買の案件でございます。

本件は譲渡人〇〇氏の要望により、所有権移転の許可を願い出るものであります。譲渡人は、4反弱の農地を所有しており、その内2反弱については自作しておりますが、労力不足により維持していくのが困難な状態であるため、譲受人〇〇氏に相談したところ、売買の話がまとまったため、所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は4反を超えていることから、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、農地は本申請地のみで、労力不足により農業廃止を考えておられます。一方譲受人の〇〇氏におかれましては、経営規模拡大を考えていたところ、農地の処分を考えている譲渡人と売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇〇、田、〇〇〇㎡であります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、

本市内での総経営農地は6反を超えていることから、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は〇〇であります。譲渡人は市内で1町4反余の農地を所有しており、本申請地には営農型発電設備が設置されております。今般、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を譲受人に委譲するため所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇m²、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇m²、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²、同所〇〇〇番、田、〇〇〇m²について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人は譲渡人の世帯員等であるため、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地にはオリーブを栽培するとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、所有権移転売買の案件でございます。

申請に至った事由については、番号〇と同じであり、本申請地には〇〇〇〇〇〇が設置されております。今般、〇〇〇〇〇〇の経営の一部を譲受人に委譲するため所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇m²、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²、同所〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人は市内で7反余の農地を耕作しているため、下限面積要件等を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地にはオリーブを栽培するとのことであります。

次に番号5ですが、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は〇〇であります。申請人は市内で7反余の農地を耕作しておりますが、譲渡人所有農地の一部を譲受人に贈与したく、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇m²であります。

本申請にあたり、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、本市内で

の総経営農地は7反を超えていることから、下限面積要件なども満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

次に、番号〇ですが、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、労力不足により経営規模縮小を考えておられます。一方譲受人の〇〇氏におかれましては、経営規模拡大を考えていたところ、農地の処分を考えている譲渡人と売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡であります。

本申請にあたり譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地が本申請地を加え、4反を超えることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

次に、番号〇ですが、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は〇〇であり、譲渡人は、相続により本申請地を取得しておりますが、〇〇〇在住のため以前より譲受人が農地の管理を行ってまいりました。譲渡人は高齢で今後も引き続いて農地を所有することが難しくなったため、甥の譲渡人と売買の話がまとまり、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡であります。

本申請にあたり、譲受人の本市の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地が4反を超えることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。また、譲受人の住所が多度津町であるため、多度津町農業委員会より譲受人の精農審査表をいただいておりますが、そちらについても問題はありません。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

以上でございます。

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

〇〇〇委員

番号〇ですが、現在〇〇〇〇〇〇が設置されており、所有期間も短いと思われるが、構わないのか。

局 長

今回の申請は農地の所有権移転で〇〇〇〇〇〇は一時転用者の〇〇〇氏が引き続き行うものです。

〇〇委員

現所有者の〇〇〇氏は、地元の水利費を支払っていない。また、所有期間が短く、草刈りもしていない現状をみると賛成できない。

会 長

所有期間はどれくらいか。

事 務 局

12月で3年になります。

〇〇委員

この案件については、賛成できない。

会 長

今回は保留ということができるのか。

局 長

この総会で決定いただかないと駄目です。

事 務 局

この案件は、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請であるため、許可出来ない場合は、取得しようとする者の要件となり、現所有者の現状ではありません。そのため、取得しようとする者がどの要件に該当するため、許可できないということを示していただかないと、申請者に説明ができませんので。

〇〇委員

普通では考えられない申請である。

会 長

事務局が説明しましたように、結論を出さないといけませんので、採決します。初めに番号1に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に番号2に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に番号3に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に番号4に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

次に番号5に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に番号6に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

次に番号7に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の○ページで、2件の案件でございます。

番号○ですが、貸人○○○○様、借人○○○○様、使用貸借権設定の案件でございます。

本件の貸人と借人は○○○の関係であります。借人である○○○○氏は、現在、○○市の共同住宅に家族4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になってきたことから、新居の建築を計画したとのことであります。本申請地は父親所有の農地で、将来的には両親の面倒を見ていくことを考え、実家に近い本申請地を計画地として選定したと

のことであります。

本申請は〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡に、住宅2階建1棟〇〇〇〇㎡及びカーポート平屋建〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は第一種住居地域に指定されている第3種農地であります。

次に番号2ですが、譲渡人〇〇〇様、譲受人〇〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は〇〇〇〇の関係であります。譲受人である〇〇氏は、現在、〇〇市の共同住宅に家族4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になってきたことから、新居の建築を計画したとのことであります。本申請地は〇〇所有の農地で、将来的には両親の面倒を見ていくことを考え、実家に隣接した本申請地を計画地として選定したとのことであります。

本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡に隣接の宅地〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、住宅2階建1棟68.73㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は〇〇〇〇〇〇地域に指定されている第3種農地であります。

以上2件、登記地目は、田が2筆、転用面積は〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇〇〇〇ですので、〇〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

14日に地元委員全員で現地に行き、〇〇〇〇と話をしました。特に問題はありません。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に番号2ですが、〇〇〇町ですので〇〇地区の〇〇委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい、〇月〇〇日に農業委員、推進委員の4名で申請者立会のもと現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取消願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第4条許可取消報告について、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、取消願が出された案件ですが、〇〇町〇〇番地〇にお住まいの、

〇〇〇様が所有する農地、〇〇町字〇〇〇〇番〇の地目、田、面積〇〇〇㎡1筆を、共同住宅用地として利用する計画で転用申請を行い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に県知事より許可を受けた案件ではありますが、転用計画の中止により、事業が完成しないまま、そのままになっていたものであります。当該農地はこれまで農地の状態で放置されておりましたが、農地法第4条の規定による許可申請の取り消し願いが令和元年7月5日に提出されましたので、直近である本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

以上で本日の議案審議等については、全て終了いたしました。

それでは、これで7月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時20分 終了